

令和7年1月



©2010熊本県くまモン

30分で読める！



スマホに弱い大人の教科書

～捜査現場と学校現場から見たホンネ～



QRコードからも直接
読み取ることができます

(発行)

熊本県警察

(協力)

熊本県 熊本県教育委員会 熊本市教育委員会

熊本
県警
お知らせ
です

みんなは
スマートに
関して
どれくらいの
知識を
お持ち
ですか？



とても 危険な
環境が
子供たちを
とりまく
スマホによって
状況にあることを
知ってください！！

この冊子は
とてもわかりやすく
でけてますよー

無料
なんですか
しかもコレ

子供たちを
守り
ましょー！！

厳しい
現実を
しつかりと把握し

ほほ／
ナルホド

目 次

第一章 デジタル社会に生まれた子供の現状

(その1) 厳しい現実	1
(その2) 子供の感覚	2
(その3) あなたがもし子供だったら・・・	3
(その4) 潜在性の高さ	4
(その5) 子供と犯人の接点①	5
(その6) 子供と犯人の接点②	6
(その7) 子供と犯人の接点③	7
(その8) 事件の怖さと大人の無力さ	8
(その9) 捜査がイヤになる時	9
(その10) 次の章に行く前に・・・	10

第二章 どうすれば子供たちを守れるのか？

(その1) 日進月歩のネット社会	11
(その2) 子供に危険性を教えましょう！	12
(その3) スマホの所有者を教えましょう！	13
(その4) スマホを触りましょう！	14
(その5) フィルタリングを有効化しましょう！	15
(その6) 買い与えた責任	17

第三章 最近のスマホ事情

(その1) 盗撮に関する事情	18
(その2) 自画撮りに関する事情	19
(その3) 「闇バイト」に関する事情	20
(その4) ネット情報に関する事情	21

おわりに

● 注意書き ●

この教科書は、熊本県警察本部の警察官の経験を基に、関係機関の協力の下、とりまとめたものです。

警察官目線の話し言葉で記したことから表現がきつく感じられる方もいらっしゃると思いますが、**読みやすさと現場の臨場感**を伝えるためですので、どうぞ御理解をお願いします。

また、関係者のプライバシー保護の観点から、**固有名称を一部変更している部分**がありますので、どうぞ御了承ください。

各ページの下にある



のマークは、そのページを要約したものです。

読み返す際の参考にしていただければ幸いです。

なお、本冊子の記載内容及び画像は、熊本県警察に帰属しますので、無断転載は御遠慮ください。

第一章 デジタル社会に生まれた子供の現状

その1 厳しい現実

警察で捜査する事件の中には、大人が子供に対して、性的な行為をしたり、裸の子供の写真を撮影したりするような子供の心身に有害な影響を与え、子供の福祉を害する犯罪があります。

警察では、このような犯罪を「福祉犯」と言います。

新聞やテレビで「年々、増加している。」「県内の高校生や中学生がSNSを通じて知り合った。」などと報道されたのを目にする方が多いのではないでしょうか？

警察では、これら実際の事件を題材にして、子供向けに講話をしていますが、子供たちからは、いつも次のような感想が寄せられます。

「ああいう事件って、東京とか都会であると思っていました。」

「先生や親が、個人情報を載せるなと言った意味が、今日初めて分かりました。」

皆さんは、この言葉を聞いて、どのように感じますか？



子供は、自分が危険な状態にあることに
気付いていません。

その2 子供の感覚

今の子供たちは、生まれたときからスマホが存在しています。

皆さんの中には、赤ちゃんをあやす時に、スマホやタブレットのアプリを使った経験がある人もいると思います。

ポケベルに始まり、アナログのケータイ、デジタルのケータイ、そして、スマートフォンへと進化してきました。

本当に、科学技術の発展はすごいものです。

しかし、その代償なのか、子供たちの感覚が変わってきているのも事実です。

記憶にある方もいらっしゃると思いますが、

熊本地震の直後、X（エックス、旧ツイッター）でライオンが逃げたというデマを流した事件
がありました。

この話を、「ネットに書けば冗談では済まされない。」という意味をこめて講話で紹介すると、感想文に次のような内容が少なからずあります。

「友達と話すことと、Xに投稿することが違う行為であることを、
今日、初めて知りました。」

これは、高校生の感想文です。

ネットの世界と現実の世界の区別がついていないようです。

ネットでの書き込みは、現実で話している感覚と同じで、他人の目にさらされるという感覚が無いように思われます。

もちろん、全ての子供がこういう感覚ではないと思いますが、大人の常識・感覚と大きなズレが生じている現状があります。

物心つかないうちに、身近にスマホやタブレットがある環境で育ったからなのか、大人が危険性を教えてこなかったからなのか、それぞれ理由はあると思われます。



スマホにおける大人の感覚と子供の感覚は
大きなズレがあります。

その3 あなたがもし子供だったら・・・

スマホに絡む保護者の皆さんの生の声を紹介します。

- ☆ 自分は使用しないアプリだが、子供には自由に使わせる。
- ☆ 忙しいので、子供がスマホで何をしているかまでは把握しない。
- ☆ 購入する際、子供のスマホにはフィルタリングをかけていない。
- ☆ 子供を信じているので、子供のスマホはチェックしない。
- ☆ こんな田舎で、スマホに絡む事件なんか起こるはずがない。
- ☆ そもそも自分はスマホのことは、よく知らない。

あなたは何項目該当しましたか？

☆の数が多いほど、子供がスマホの犯罪に巻き込まれる危険性が高くなります。

少し視点を変え、皆さん、中学生や高校生に戻り、親からスマホを買い与えられ、こんなことを言われたとしましょう。

「〇〇、今日からスマホを渡すけど、変なページを見たりするんじゃないぞ。
フィルタリングをかけているから、絶対に外すな。」

青春真っ盛りな好奇心旺盛な子供は、この後、何をするのでしょうか。
子供になったあなたは、親の言うことには従わず、フィルタリングを外すのではないでしょうか。

なぜ？

親にバレない自信があるからです。

警察で扱った事件での被害少年は、フィルタリングがかかっていない子供が大半でした。

次のページで、子供たちから聞いたフィルタリングの外し方を書いていますので、どうか参考にしてください。



フィルタリングとは、
有害な情報を遮断する携帯事業者等のサービスです。

その4 潜在性の高さ

実際の子供の生の声です。

- ★ フィルタリングは、親の誕生日と同じ4桁の番号を入力して外した。
- ★ インターネットを参考にして、フィルタリングを外した。
- ★ そもそもフィルタリングは、買うときに、親に頼んでかけない。
- ★ フィルタリングは、勉強で調べ物をすると言って、親に外してもらった。
- ★ 親が、自分のスマホをチェックすることはない。見たら怒る。
- ★ 親を悲しませたくないで、変なメールは受け付けないようにしている。
- ★ 自分を信用してもらっているし、自分は性被害に遭わない自信がある。

皆さんのお子さんたちは、いかがですか？

一番最後に「自信がある。」という文言があります。非常に頼もしいですね。
しかし、被害に遭った子供たちは、

「自分は、いつか被害に遭うかもしれない。」

と、そもそも危険を感じながら、スマホを扱っていました。

福祉犯の被害に遭った少女の言葉で、こんな言葉もよく耳にします。

「相手の男の人は彼氏です。だから捕まえないで！」

「私もエッチをしてお金をもらっていたから、私の方も悪いんです。」

これは作り話ではなく、特別な少女の言葉でもありません。

これが福祉犯の怖いところです。

少女たちは被害者としてだまされているにもかかわらず、加害者をかばい、加害者と共に犯であるかのような錯覚に陥るのです。

警察では、年間に何十人の被害少女と会います。

その少女のほとんどが、

「あのおじちゃんとエッチしたから捕まえて！くやしい！」

などと積極的に警察や親に相談に来るようなことはありませんでした。

何らかの事情で異変を感じた保護者の方などが驚き、困り果てて相談に来られるのが一般的です。

この種の犯罪は非常に潜在性が高いのです。

子供たちが話さない限り発覚しにくいのが普通です。



子供は、性被害に遭っていても
大人には話しません。

その5 子供と犯人の接点①

それでは、子供はどうやって被害に遭うのでしょうか？

実際の事件を参考として紹介します。

プライバシーの観点から、少し脚色していますが、ほとんどの事件で共通している内容です。

その少女、仮名で“C子ちゃん”としましょう。C子ちゃんは熊本県に住んでおり、親に内緒でスマホでXをやっていました。

「X」に類似するものとして、フェイスブックやインスタグラムというものもありますが、それらのSNSは、そのとき感じしたことなどを自分のアカウントから投稿することができます。

ネットで投稿する訳ですから、第三者から自分の投稿を見られることになりますし、こちらから他の人の投稿を見ることもできます。

こうして色々な人が、お互いに「見る側」と「見られる側」に分かれ、時には、その立場を逆にして、お互いに気に入った場合には、ネット上の友達のようなつながりをもつことができます。

つながりをもつと、お互いにメールのやりとりができ、文言のほか、画像を送ることも可能です。

ネットの世界では、国境はありませんので、世界中の人と簡単に友達になり、彼らのつぶやきを簡単に見ることができます。

しかしながら、簡単に見ることができるということは、逆に言えば相手からも簡単に見られることにつながるわけであり、ここに“落とし穴”があります。



ネットの書き込みは簡単に見ることができます
が、相手からも自分の書き込みが簡単に見られます。

その6 子供と犯人の接点②

C子ちゃんは、自分のアカウント上では、自分の本当の名前を名乗らず「JC③」と名乗りました。

本来、C子ちゃんは、本名である「〇〇 C子」というアカウント（名前）を使って、Xを利用していました。しかし、今回、C子ちゃんは、

自分の下着姿の写真を見せて、ネット上で注目を浴びたい。
と考えて、家族や学校に分からないようにするため、本当の名前とは別に偽名を使って新しくXを利用するにしました。

それが「JC③」という偽名です。

ネット上における、「JC」という意味は「じょし（J）ちゅうがくせい（C）」を意味しており、その後ろの「③」という数字は「3年生」であることを表しています。

このことはSNSをやる者の間では、ほぼ常識であり、見ている者は、女子の中学生3年生がSNSをやっていることを容易に理解できるのです。

ちなみに、

〇〇 C子

という本名どおりのアカウントを本当（リアル）、又は、表（オモテ）という意味から
リアアカ とか オモテアカ

と言い、

JC③

というアカウントを別（ベツ）、又は、裏（ウラ）という意味から
ベツアカ とか ウラアカ

と、ネットの世界では言っています。

このようなベツアカとかウラアカを使用することは、SNS利用者の間では、
違法なことをする。人に言えないことをする。

ため、身元がバレないようにするという共通の認識であることが、暗黙のルールとなっています。



ネットで被害に遭うとき、子供は本名でなく
別の名前を使用するのが多いように思われます。

その7 子供と犯人の接点③

C子ちゃんは、JC③というウラアカを使い、自分の下着姿の写真をXに載せて、たくさんのお友達をつくりました。

C子ちゃんは内気な性格からか、それまで他人に注目されたことがなかったこともあり、大変うれしい気持ちになりました。

そうしているうち、ネットで知り合った友達の一人であるY男から、

「君のつぶやきをいつも見ている。面白いね。」

「僕の写真を送るから、君の写真もメールで送ってよ。」

と書かれたメールが届き、そのメールには、Y男の自分の写真ということで、

有名芸能人そっくりのイケメンの写真

が添付されていました。

C子ちゃんは、

「わー、(Y男さんって) カッコいい！」

とうれしくなり、見返りに自分の顔写真を送りました。

すると、Y男から、

「君ってアイドルみたいに、かわいいね。」

と返事がありました。

その後、気をよくしたC子ちゃんは、Y男とメールのやりとりを続けました。

C子ちゃんは、Y男に対して、学校のことや家族のこと、気になっている男のことなどを気の向くままメールを通じて、交信を続けました。

そのうち、何でも聞いてくれるY男のことが好きになり、相手の言うがまま

自分の裸をスマホで撮影し、これをY男にメールで送る

ことが続きましたが、ある日突然、連絡がつかなくなりました。

しばらくすると、警察から刑事が自宅にやってきて、Y男がC子ちゃんと同じように、別の女の子と裸の写真をメールでやりとりをして、児童ポルノ製造罪で逮捕されたことや、Y男が最初に送った顔写真は本人ではなく、実は男性芸能人の写真であったことなどを教えてもらい、事情聴取を受けることになりました。



ネット被害は、
自宅で起きていることが多いです。

その8 事件の怖さと大人の無力さ

以上がC子ちゃんにまつわる事件の話ですが、これは実話です。

この事件にもあるように、

○少女がSNSで、知らない大人と知り合う。

○少女が相手の言うがまま、自分の裸を撮影して、撮影したデータを相手のスマホに送信する。

○相手の男は、少女と会うことなく、児童ポルノ入手する。

という流れは、この種の犯罪では共通していることです。

この犯罪の怖いところは何でしょうか？

1つ目は、犯罪者と被害者が全く面識がない状態でも成立するということです。

2つ目は、被害者は自分の部屋から一歩も出さずに、また、家族が全く知らないところで犯罪が起きているところです。

3つ目は、児童ポルノが相手の手にわたって以降、その児童ポルノがどうなっていくか（ネットで流される、売買の対象となるなど）が分からず、場合によっては、流出・拡散に至ってしまうということです。

4つ目は、ネットの性格上、相手が誰なのか、どこにいるのかすぐには分からぬいということです。

5つ目は、この事件をきっかけに、将来的には、被害者と犯罪者が面会して、身体的な被害に発展するおそれ非常に高いということです。

捜査の結果、Y男は関東在住の中年の男でしたが、自分の性的欲求を満たすために、Xを使って少女をだましていました。

Y男は逮捕となり刑に処せられましたが、C子ちゃんとその家族の心の傷を埋めることは容易にはできませんでした。

ここまで読むと、子供にXを使わせなければ良いとも考えられますが、これは、Xを話の例として挙げただけです。

X以外にも、類似のSNSはたくさん存在しますので、Xを子供に使わせなくても根本的な解決にはならないのです。



ネット上に拡散してしまった画像等は回収不能となる場合が多いことを事前に知っておくことが重要です。

その9 捜査がイヤになる時

警察も捜査をしていて、一番気分が乗らないことがあります。

思い出したくない一場面でもあります。

それは、被害少女の保護者に、事件の被害状況を初めて説明するときであり、このことは警察官だけでなく保護者の方にとってもそうだと思います。

原則として、被害少女に事情聴取する前には、必ず、その保護者に事件の概要を説明することになっています。

最初は、少女と保護者が自宅に一緒にいる時間帯を見計らって、面会することが多いように思います。

夕飯が終わる頃、家を訪れます。

ピンポーン♪

玄関のチャイムが鳴ります。

この時、ほとんどの家庭では、お母さんが自宅から出てきます。

玄関先におけるお母さんに対する、我々の第一声は、

「夜分にすみません。熊本県警です。」

「○○ちゃんは、いますか？」

その時のお母さんは、ビックリと不思議さが同居したような顔です。

「ウチの○○がどうかしたんですか？」

気が気ではないと思います。

ハラハラしているお母さんに、続けてこう言います。

「実は、○○ちゃんが、自分の裸の写真をスマホで男に送っているみたいです。」

「その男と、実際に会って、ホテルで性的な関係をもったようです。」

このときのお母さんの顔は見るに耐えません。

お母さんは、我々が引き上げた後、少女とどんな話をするのだろう。

お父さんは、どんな思ひだろう。

皆さんは、このような家庭は何か特別だと思われますか？残念ながら、特別な家族でも何でもありません。少女もどこにでもいる普通の子です。



ネット被害は、どこの家庭でも起こります。

その10 次の章に行く前に・・・

ここまで読んでいただき、ありがとうございます。

うまくお伝えすることができたのか分かりませんが、大人の知らないところでネット被害に遭う子供が後を絶たない実情を御理解いただいたと思います。

では、どうして、この種の犯罪は無くならないのでしょうか？

犯罪者がいるからでしょうか？

だまされる少年がいるからでしょうか？

スマホの存在がダメなのでしょうか？

XやインスタグラムなどのSNSが存在するからでしょうか？

皆さんは、どう思われますか？

新聞・テレビ等で報道される福祉犯は、ほんの一部であり、小さな記事であることも多いので、気付かない方も多いと思います。

また「その4」において、福祉犯は潜在性が高い犯罪だと説明しました。

そのことも併せて考えますと、警察が認知した福祉犯の数は、氷山の一角だと言えます。

警察や親に分からず、潜在化したままの福祉犯は果たしてどれだけ存在するのでしょうか・・・・。

事実、警察が把握した事案の中には、約3年もの間、児童買春の被害に遭い続けた少女もいました。

さて、次の章では、これまでのことを踏まえて、「子供を犯罪の被害に遭わせないためにはどうするか」についてまとめてみました。

どうぞ読み進めていただくようお願いします。



ネット被害は潜在化しているからこそ、
常日頃からの対策が必要です。

第二章 どうすれば子供たちを守れるのか？

その1 日進月歩のネット社会

この章では、第一章を踏まえた上で対策を説明していきますが、あらかじめ理解していただきたいのは、以下のことを完璧に守ったとしても、それで終わりではないということです。

ここで、福祉犯とは異なる、身近な犯罪に目を向けてみましょう。

自転車に鍵をかけていた → けれども鍵そのものを壊されて盗まれた。

これを防ぐため、チェーン錠を施し、二重ロックをかけねば対処でき、防犯上かなりの効果があります。このやり方は、犯罪が多発した10年以上前から取り組まれ、今でも効果があるものです。

しかし、インターネットや端末機器は、日進月歩でめまぐるしく変わっており、今は大丈夫と思って措置したことが、すぐに効果がなくなってしまうことも少なくありません。

「では、どうすればいいのか！」

と思われる方もいらっしゃるかと思います。

次のページから順に御覧いただき、御自分の対策に役立てていただければ幸いです。



ネットの被害防止は、継続こそが力です。

その2 子供に危険性を教えましょう！

第一章で述べたとおり、子供たちは、ネットにからむ犯罪を他人事として見ていい るようです。

「自分は絶対に被害に遭わない。」

「ああいう犯罪は都会で起きる犯罪であり、熊本では起きない。」

大人の方でも、こういう気持ちは多少あるかもしれません。

しかし、新聞やテレビの報道に目を向けてみると、毎日とまではいきませんが、よ く目にし耳にすることがお分かりいただけるものと思います。

こういった事件を、朝食や夕食、又は家族団らんのときに、かみ砕いて教えてあ げたり、話し合う機会をつくってください。

「熊本で、あなたと同じくらいの子が、SNSを使って裸の写真を送らされる とか被害に遭っているよ。あなたはどう思う？」

こういった言い方をして、すんなりと、子供が聞くかどうか、また、理解するか どうかまでは正直分かりません。

しかし、一回だけで無く、繰り返し繰り返し、同じような事件があるたびに、子 儿さんの特性に応じて伝えてあげてください。

それでも、すぐには危険性が伝わらず、効果がないと思われるかもしれません。

しかし、子供が他人事としてとらえていたことを、少しでも身近に感じられるよ う教えることは極めて重要であり、スマホの危険性を伝える意味においては、家庭 内でできる大きな一歩なのです。



ネットの被害防止の第一歩は、日々、
子供にスマホの危険性を教えることにあります。

その3 スマホの所有者を教えましょう！

子供にスマホの所有者が誰かを確認してみましょう。

ほとんどの子供が「自分のもの」と答えるでしょう。

大人の方でも「子供のもの」と答えられるものと思います。

確かに、そのことは事実です。

ここで、別の方向から、子供さんのスマホを見てみましょう。

スマホの購入者は、どなたでしょうか。

月々の通信料は、どなたが払っていますか？

もし、それが皆さんであれば、その事実を子供さんに理解させること、その上で親（皆さん）が子供さんのスマホをチェックすることは当たり前であることを理解させてください。

色々な興味をもつ思春期の子供さんに理解させることは、非常に難しいと思います。

これから買い与える方はチャレンジ可能かとも思いますが、既に買い与えた方には、極めてハードルが高いものと思われます。

そういう場合は、

自分の部屋で使わせず、家族が所在するリビングでのみ使用させる。

使用可能な時間を決める。

などの約束事を、親と子供の間で改めて交わされるのはいかがでしょうか？

犯人と接触する機会を防ぐには、「自分の子供は自分が守る。」という強い意志（覚悟）をもつことが必要だと思います。



スマホの使い方について、
家庭内でのルールづくりをしましょう。

その4 スマホを触りましょう！

警察官の多くは、仕事柄、スマホの勉強をします。

勉強をすると言いましても、ただ単に、スマホで遊んだりするのが主でしょうが・・・

警察官も、スマホのアプリでゲームをする人がいます。中には、あまりに熱中し過ぎて、ゲーム内で購入できるモンスターが欲しくて、家族に内緒で課金（代金を支払うこと）をする人もいるようです。

だからこそ、親に内緒でゲームに課金する子供の気持ちがよく分かるのです。

ただ、課金する子供の中には、何十円も課金してしまったという話をよく耳にします。

大人目線だけで、スマホを見ていると、

「ゲームの何が面白いんだ！ そういうことばかりしていると、勉強がおそろかになる！」

「Xやインスタグラムとかは危なそうだ！」

「色んなアプリがあって、よく分からぬ。電話さえできればいい。」
という風になるのではないかと思います。

しかしながら、実際にゲームなどをやってみると、

「便利だな～。面白い。」

「なるほど、子供がゲームにはまるわけだ！」

「こういうアプリだと、こういうところが危ないな・・・」

などと気づくようにもなると思います。

自分自身でやってみて初めて気づくことや理解できることが、多々あります。

子供がやっている、スマホのゲームやアプリと一緒にやってみてはどうでしょうか？

やっているうちに、今までと違うコミュニケーションが生まれるかもしれません。子供から教わるのも良いかもしれません。

いろいろな意見があるかもしれません、スマホの時間を子供と共有したり、スマホについて子供と話すことは、大人の皆さんのスマホの上達にもつながり、子供の被害防止にもつながる一面も持っていると思います。



スマホの上達は、「習うより慣れろ！」です。

その5 フィルタリングを有効化しましょう！

2017年までは、子供のスマホの購入の際、販売業者は、皆さんに対して、子供のスマホにフィルタリングソフトを入れるかどうかを法的に聞くことになっていました。

フィルタリングソフトとは、違法有害な情報を子供のスマホから閲覧できないようにするための非常に有効なソフトで、子供のスマホに導入することは非常に喜ばしいことです。

しかし、“入れただけ”で終わっていたのが現実なのです。

車に例えると、ブレーキを踏んでいない車と同じで、ブレーキの装置はあるものの、使わなければ道路上で止まることはできません。

“入れただけ”では、違法有害な情報を除去することはできません。

それが真に効果を発揮するためには、そのソフトが有効に作動するようにしなければ意味がないのです。

2018年3月、熊本県少年保護育成条例が改正されました。
それを機に、販売業者は、保護者に対して、
子供のスマホにフィルタリングソフトを入れるかどうかに加えて、

そのソフトを有効に作動させてよいかどうか
についても聞かなければならなくなりました。

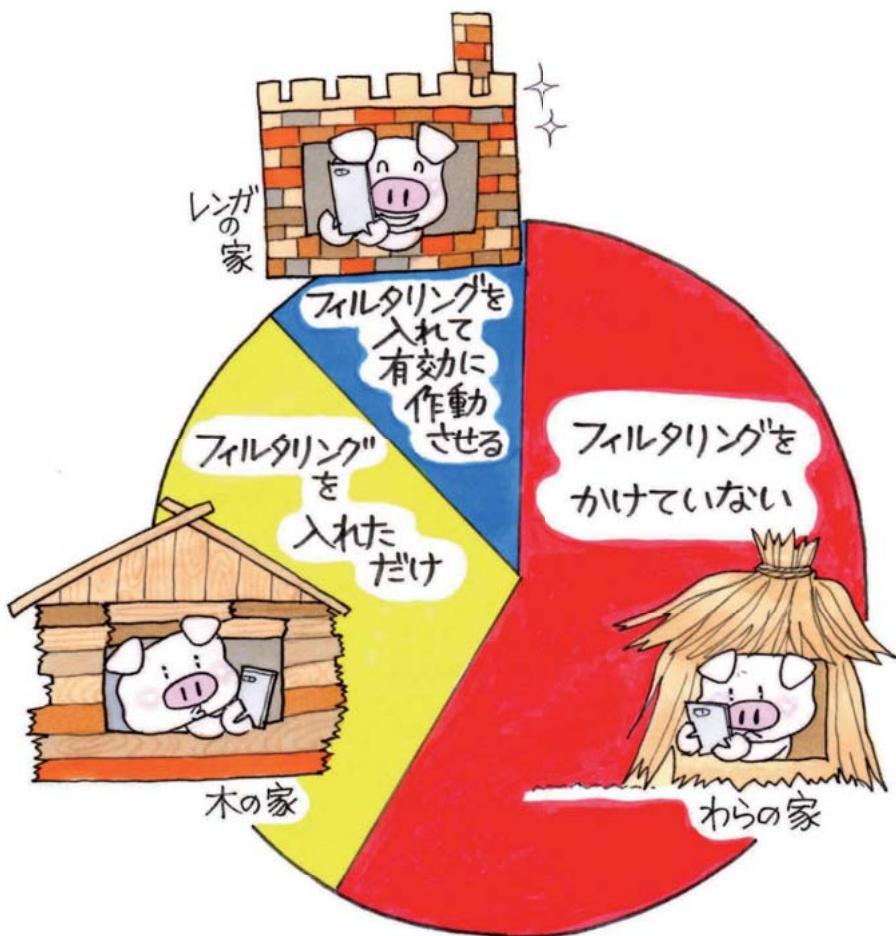
これからスマホ等を買われる方は、このことを気にかけていただき、既に購入されている方は、自分の子供さんのスマホが、

フィルタリングソフトが入っているだけでなく、有効に作動しているかどうか
まで確認してください。

また、リサイクルショップで購入したり、保護者の使っていた中古のスマホを子供に与えたりする場合には、**フィルタリング機能が働いていない**ので、使用前には保護者の皆さんが責任を持ってフィルタリングを有効にした上で利用させましょう。



フィルタリングは、
“入れただけ”で終わっていませんか。



どうすれば“安全”になるのでしょうか？

その6 買い与えた責任

ある警察官の話です。

未成年の頃、原付バイクを親から購入してもらったそうです。

そのとき、お父様から言われた言葉があるそうです。

「オレの責任でお前の原付を買った。それで、言うことがある。」

「事故を起こすな。他人に迷惑をかけるな。」

その言葉の後、既に免許を取得していた彼でしたが、父親から改めて乗り方の指導を受けました。

使用の目的や用途は全く異なりますが、スマホも同じではないでしょうか。

インターネットの世界を現実の道路事情に照らし合わせてみましょう。

身近な方が、ブレーキのかけ方や事故に遭わない方法を教えることなく、子供を道路に出すことはないと思います。

スマホを買い与えた責任は誰にあるのかを、今一度考えてみてはいかがでしょうか。

この章では、スマホの被害防止策を述べました。

皆さんは、

「やってみよう。」

「スマホの勉強を始めよう。」

それとも、

「具体的なことがあまり書かれていない。」

「スマホをどう操作すればよいのか。」

のどちら側の考えを、お持ちになられましたか？

後者であれば非常に残念ですが、今一度、第一章を読んでいただくことをお勧めします。

その際は、「**自分の子供は、自分が守らなければならない。**」ということを念頭に置いて読み進めていただければ幸いです。

前者の方は、子供を守る知識について、更に読み深めていただきたいため、第三章へとお進みください。



スマホを子供に買い与えたときから
責任が生まれます。

第三章 最近のスマホ事情

その1 盗撮に関する事情

これまでネットの世界を通して、スマホのことをお話ししてきました。

スマホの事件で多いものの一つに、盗撮があります。この種の事件は、福祉犯と同様、連日、マスコミで報道されています。

スマホが盗撮道具として活用されるのは、小型軽量化していることや動画撮影も可能であることから、犯罪者にとっては好都合だからです。

盗撮というものは、その名のとおり、

盗んで撮る

ことで、相手に気づかれずに行うので、犯人を捕まえた際に押収するスマホには、たくさんの静止画や動画が保存されていることが少なくありません。

学校現場に目を向けてみると、学校敷地内で電源をオフにするという条件の下、スマホの持ち込みを許可している学校が多く、盗撮にからむ事案が少なからず存在しているようです。

盗撮が発覚した場合、生徒が犯人であれば、学校や家庭裁判所で何らかの処分を受けるのはもちろん、被害に遭った生徒も心の傷を負うことになります。

また、スマホはネットにもつながっていることを考えますと、盗撮の画像が何らかの拍子で流出することも想定でき、デジタルカメラで盗撮するよりも非常におそろしい結果を招くことにもなります。

このことから、スマホが盗撮の道具になりやすいこと、また、学校へ持ち込ませるときには細心の注意を払わせることを念頭に置いて、子供に注意や指導を行うことが重要です。



スマホは動画撮影で便利な道具であると同時に、盗撮の道具にもなる危険な道具であることを教えましょう。

その2 自画撮りに関する事情

自画撮りが増えています。自画撮りは、第一章の事例のように、相手からだまさるような形で自分の裸を撮影するものも含みますが、ここで問題としたいのは、
誰からも要求されていないのに、自分で自己の性器等を撮影し、それをXなどで積極的にアップする行為
です。

これまで紹介した事件については、どちらかと言えば、子供が被害者になるものでした。しかし、この行為は、子供が犯人にもなるのです。

大人の考え方からすれば、何が面白いのか分からぬと思いますが、この行為によりX上の友達が増えていく、場合により、メールを利用してお金を稼ぐことにつなげることが可能なのです。

ここで、お金を稼ぐといつても、銀行振り込みや現金書留は必要ありません。
ネットで使用できるお金、つまり、電子マネーを利用して売買を成立させるのです。

- 仕組みは、
 - メール等を利用して、子供が自分の裸画像を相手に送る。
 - 相手は、現実の世界にあるコンビニなどで、一定額のカードを購入して、そのカードに記載された番号をメール等で子供に知らせる。
 - 子供は、その番号を自分のスマホに入力し、ネットで利用できる一定額のお金を手に入れる。
- というものです。

この仕組みを使えば、子供は、保護者に内緒で、しかも、自宅にいながら自分の裸の画像をお金にすることができるのです。

この文章を読んで、最近、子供がネットゲームで羽振りが良いと感じた方は、子供さんの電子マネーの入手方法を確認してみてはどうでしょうか。

また、子供ながら、この文章を読んで、やってみよう・やってみたいと考えた18歳未満の君に忠告します！

発覚すれば、必ず警察に補導されます。また、自分自身の裸の画像が流出することが多分にあり、流出したら二度と回収できず、たいへん後悔することになります。

絶対に真似しないようにしてください。

他にも、相手に裸の画像を送るように要求するだけでも、熊本県少年保護育成条例違反になる可能性がありますので、そのような画像を送るように要求してはいけません。



子供がネット上に
自分の裸を載せる行為が多発しています。

その3 「闇バイト」に関する事情

最近、SNSで募集される「闇バイト」が社会問題となっています。

「闇バイト」とは、犯罪実行者を募集する情報のこと、「高額報酬」「簡単な仕事で日給〇万円」「書類を受け取るだけ」などと言って、お金を稼ぎたい人を募集しています。

しかし、ご存じのとおり、「闇バイト」はアルバイトではなく、犯罪です。

安易に応募した結果、犯罪組織から、詐欺や窃盗、強盗などの犯罪の実行行為をさせられ、抜けたくても、自分や家族に危害を加えるなどと脅されて抜けられなくなり、結局、警察に捕まるまで犯罪行為をさせられ続けます。

犯罪組織にとって、「闇バイト」に応募する人は、使い捨てに過ぎないです。

全国でも熊本でも、この闇バイトに関与し、犯罪を犯してしまった、高校生を含む若者が、数多く検挙されています。

「推し活にお金が必要」「オンラインゲームで課金したい」など、子供は親に言いづらい理由でお金が必要とする場合があり、いつ何時、このような「闇バイト」に関与してしまってもおかしくありません。

闇バイトには、絶対に応募しないこと、そして、万が一応募してしまっても、必ず、保護者や学校の先生、警察に相談することが大切であることを、家族で話し合ってください。



「闇バイト」に応募しないこと、また、万が一応募しても、必ず相談することが大切です。

その4 ネット情報に関する事情

残念ながら、ネットの世界では「自殺サイト」というものが存在します。

自殺を手伝う、また、一緒に自殺するなど、自殺に関与するものが多数あり、そういういたサイトを通じて、殺人に至った例もあります。

また全国では小・中学生がSNSで知り合った大人から誘拐される事件なども発生しています。

それは熊本県も例外ではなく、命の危険につながるような事案に遭遇することも少なくないのです。

成人でさえも、ネットを通じてだまされます。

未成熟の子供であれば、なおさらです。

子供は、ネットの世界で会う人物について、自分のことを分かってくれる良い人だと、容易に信じ込んでしまう傾向にあります。

皆さんの子供は、ネットの情報に左右されていないでしょうか。

ネットの情報は、全て正しいものであると認識していないでしょうか。

もう一度、ネットの情報の真偽について、御家庭で話し合ってみてください。



自殺サイトや有害な情報に子供が惑わされないよう、
家族で話し合いましょう。

■プロフィール■



〈桜田幸子／さくらだ さちこ〉

昭和38年熊本市生まれのエッセイスト・漫画家

- ・平成7年より「くまにち すぱいす」にて、4コマ漫画『おっぱいの達人』を連載中
- ・平成21年 タレント荒木直美さんと子育てユニット『こそだてがかり』結成
- ・平成28年 熊本県子ども未来課「子育てサポート・孫育て手帳」作成、講座
- ・幼稚園、保育所、小中学校、高校、公民館、育児サークル等で講演

平成31年3月 初版発行
令和2年1月 2訂版発行
令和4年1月 3訂版発行
令和5年1月 4訂版発行
令和6年1月 5訂版発行
令和7年1月 6訂版発行

おわりに

最後まで読んでいただき、本当にありがとうございました。

また、この教科書の作成趣旨を御理解の下、快く挿絵を描いていただきました桜田幸子先生、サイバー防犯ボランティア「K C 3」を指導して、ネット上における子供の被害防止に尽力いただいた熊本学園大学の堤豊教授に対し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、教科書の事例では、被害に遭いやすい一例を挙げましたが、このほかにも、

○成人男性が、女性のフリをして巧みに子供をだましたりする
「なりすまし」事案

○女の子だけでなく、男の子が被害に遭っている事案
など様々な形態があります。

ネット社会において、新たな犯行形態は次々と生じていくことから、将来を担う子供さんをスマホの脅威から守るには、皆さんのお力が是非に必要です。

この教科書では、ネット被害に焦点を当てて申し上げてきましたが、子供に対する声かけなど、現実世界でも子供の被害防止に力を入れなければなりません。

県警では、インターネット等による子供の非行や被害の防止を目的とした広報啓発動画「ゆっぴーと学ぼう !! あんしんネットスクール」を制作し、県警ホームページで配信しています。

子供がインターネットの非行や被害に遭わないためにも、是非ご覧ください。

保護者の皆様と共に子供の未来を守れることを祈念し、結びといたします。

熊本県警察

熊本県

熊本県教育委員会

熊本市教育委員会

「YouTube」を活用した広報啓発用動画を配信中!!

SNS等に起因する子供の非行や犯罪被害、ネットトラブルなどは依然として絶えない状況です。

そこで、熊本県警察では、SNS等に起因する子供の非行や犯罪被害の防止を目的とした啓発動画「ゆっぴーと学ぼう!! あんしんネットスクール」を制作し、熊本県警察ホームページに掲載しています。

ご家庭におきましても、親子で視聴し、家庭でスマホ等のルールを見直すきっかけにしてください。



動画の検索方法



左のQRコードを読み込むと、「肥後っ子サポートセンター」の動画サイトにつながり、閲覧できます。



ゆっぴーと学ぼう

検索



ひとりで悩むの、もうやめよう!!

少年相談は「肥後っ子テレホン」へ

～いじめのこと・家庭のこと・友達のこと～

肥後っ子テレホン

(相談受付 平日8:30~17:15)

オーニッコリ ヨクナロー

 0120-02-4976

サー ハ ヨー ヨクナロー

TEL. • **FAX.** 096(384)4976

メール higokko@police.pref.kumamoto.jp



熊本県警察本部 肥後っ子サポートセンター